

第413回南国市議会臨時会会議録

南国市告示第60号

令和2年4月24日

南国市長 平 山 耕 三

第413回南国市議会臨時会を次のとおり招集する。

記

1. 期 日 令和2年4月28日

2. 場 所 南国市役所 5階議場

3. 付議事件

- (1) 令和2年度南国市一般会計補正予算
 - (2) 令和2年度南国市国民健康保険特別会計補正予算
 - (3) 南国市国民健康保険条例の一部を改正する条例
 - (4) 南国市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例
 - (5) 南国市長等に対する給与並びに旅費に関する条例の特例に関する条例
 - (6) 令和元年度南国市一般会計補正予算の専決処分の承認について
 - (7) 令和元年度南国市国民健康保険特別会計補正予算の専決処分の承認について
 - (8) 令和元年度南国市企業団地造成事業特別会計補正予算の専決処分の承認について
 - (9) 南国市税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について
 - (10) 南国市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について
 - (11) 損害賠償の専決処分の報告について
-

第1日 令和2年4月28日 火曜日

出席議員

1番 杉 本 理

2番 丁 野 美 香

3番 西 山 明 彦

4番 神 崎 隆 代

5番 植 田 豊

6番 西 本 良 平

7番 浜田 憲雄
9番 岩松 永治
11番 土居 恒夫
13番 中山 研心
15番 村田 敦子
17番 野村 新作
19番 土居 篤男
21番 今西 忠良

8番 山中 良成
10番 西川 潔
12番 有沢 芳郎
14番 前田 学浩
16番 岡崎 純男
18番 浜田 和子
20番 福田 佐和子

—*—

欠席議員

なし

—*—

出席要求による出席者

市長	平山 耕三	副市長	村田 功
副市長	三木 敏生	参事兼総務課長兼 選挙管理委員会事務局長	中島 章
参事兼財政課長	渡部 靖	参事兼企画課長	松木 和哉
情報政策課長	竹村 亜希子	危機管理課長	山田 恭輔
税務課長	高野 正和	市民課長	崎山 雅子
長寿支援課長	島本 佳枝	商工観光課長	長野 洋高
建設課長	濱田 秀志	住宅課長	山崎 伸二
会計管理者兼 参事兼会計課長	秋田 節夫	教育長	竹内 信人
消防長	小松 和英		

—*—

議会事務局職員出席者

事務局長	公文 知子	次長	野口 裕介
書記	門脇 智哉		

—*—

議事日程

令和2年4月28日 火曜日 午前10時開議

- 第1 会期の決定
- 第2 会議録署名議員の指名
- 第3 議案第1号 令和2年度南国市一般会計補正予算
- 第4 議案第2号 令和2年度南国市国民健康保険特別会計補正予算
- 第5 議案第3号 南国市国民健康保険条例の一部を改正する条例
- 第6 議案第4号 南国市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例
- 第7 議案第5号 南国市長等に対する給与並びに旅費に関する条例の特例に関する条例
- 第8 報告第1号 令和元年度南国市一般会計補正予算の専決処分の承認について
- 第9 報告第2号 令和元年度南国市国民健康保険特別会計補正予算の専決処分の承認について
- 第10 報告第3号 令和元年度南国市企業団地造成事業特別会計補正予算の専決処分の承認について
- 第11 報告第4号 南国市税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について
- 第12 報告第5号 南国市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について
- 第13 報告第6号 損害賠償の専決処分の報告について

—————*—————

本日の会議に付した事件

日程第1より日程第13まで

—————*—————

午前10時2分 開会・開議

○議長（土居恒夫） これより第413回南国市議会臨時会を開会いたします。
直ちに本日の会議を開きます。

—————*—————

会期の決定

○議長（土居恒夫） 日程第1、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期臨時会の会期は、本日1日といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土居恒夫） 御異議なしと認めます。よって、会期は本日1日と決定いたしました。

＊

会議録署名議員の指名

○議長（土居恒夫） 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、神崎隆代議員及び浜田和子議員を指名いたします。

＊

○議長（土居恒夫） 市長より議案の送付がありましたので、お手元へ配付いたしました。

2南総第26号

令和2年4月28日

南国市議会議長 土居恒夫様

南国市長 平山耕三

第413回南国市議会臨時会の議案の送付について

第413回南国市議会臨時会に提出する議案を別紙のとおり送付します。

議案第1号 令和2年度南国市一般会計補正予算

議案第2号 令和2年度南国市国民健康保険特別会計補正予算

議案第3号 南国市国民健康保険条例の一部を改正する条例

議案第4号 南国市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

議案第5号 南国市長等に対する給与並びに旅費に関する条例の特例に関する条例

報告第1号 令和元年度南国市一般会計補正予算の専決処分の承認について

報告第2号 令和元年度南国市国民健康保険特別会計補正予算の専決処分の承認について

報告第3号 令和元年度南国市企業団地造成事業特別会計補正予算の専決処分の承認について

報告第4号 南国市税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について

報告第5号 南国市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について

報告第6号 損害賠償の専決処分の報告について

議案第 1 号から議案第 5 号まで、報告第 1 号から報告第 6 号まで

○議長（土居恒夫） この際、議案第 1 号から議案第 5 号まで及び報告第 1 号から報告第 6 号まで、以上11件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。市長。

〔平山耕三市長登壇〕

○市長（平山耕三） おはようございます。

本日、議員の皆様のご出席をいただき、第413回南国市議会臨時会が開かれますことを厚くお礼申し上げます。

まず最初に、このたびの新型コロナウイルスの感染症によりまして、お亡くなりになられました皆様に心よりお悔やみを申し上げますとともに、多くの感染症に苦しむ皆様に本当にお見舞いを申し上げるところでございます。一日も早い終息を願うところでございます。

それでは、これより提案理由を申し述べさせていただきます。

議案第 1 号令和 2 年度南国市一般会計補正予算、歳入歳出補正予算の規模は1,810万円の増額計上であります。

歳出におきましては、商工費関係におきまして、新型コロナウイルス感染症関連緊急経済対策給付金1,810万円を増額計上いたしました。

歳入におきましては、財政調整基金繰入金1,810万円を増額計上いたしました。

議案第 2 号令和 2 年度南国市国民健康保険特別会計補正予算、歳入歳出補正予算の規模は840万円の増額計上であります。

歳出におきましては、新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当金840万円を増額計上いたしました。

歳入におきましては、県支出金840万円を増額計上いたしました。

議案第 3 号南国市国民健康保険条例の一部を改正する条例、新型コロナウイルス感染症に感染した被用者または感染が疑われる被用者に対して傷病手当金を支給することができるよう、本条例の一部を改正するものであります。

議案第 4 号南国市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例、高知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例（平成19年高知県後期高齢者医療広域連合条例第29号）が改正され、高知県後期高齢者医療広域連合が新型コロナウイルス感染症に感染した被

用者等に対して傷病手当金を支給することになったため、本条例の一部を改正するものであります。

改正の内容は、南国市の行う事務に「傷病手当金の支給に係る申請書の提出の受付」を加えるものであります。

議案第5号南国市長等に対する給与並びに旅費に関する条例の特例に関する条例、管理職にあった職員が飲酒運転を行い、物損事故を起こしたことにより、市政に対する市民の信頼を著しく失墜させたことから、責任の重さを痛感し、市長及び村田副市長の給料を減額するため、本条例を制定するものであります。

報告第1号令和元年度南国市一般会計補正予算の専決処分の承認について、歳入歳出補正予算の規模は5,343万1,000円の増額計上であります。

歳入におきましては、3月補正予算後に額が確定したことにより地方交付税1億2,844万4,000円、ふるさと寄付金1,351万6,000円及び市債4,770万円を増額計上し、子ども・子育て支援臨時交付金9,302万7,000円、国庫支出金3,809万6,000円及び財政調整基金繰入金510万6,000円を減額計上いたしました。

歳出におきましては、退職手当に係る人事管理費3,010万5,000円、ふるさと応援基金積立金1,351万6,000円、新型コロナウイルス感染症対策に係る保育一般管理費255万1,000円及び放課後児童対策事業費705万9,000円並びに企業団地造成事業特別会計繰出金20万円を増額計上いたしました。

繰越明許費といたしましては、民生費関係で2事業を追加計上し、農林水産業費関係で1事業、商工費関係で1事業、土木費関係で3事業を変更計上いたしました。

報告第2号令和元年度南国市国民健康保険特別会計補正予算の専決処分の承認について、歳入歳出補正予算の規模は72万1,000円の増額計上であります。

歳入におきましては、特定健康診査等負担金72万1,000円を増額計上いたしました。

歳出におきましては、特定健康診査等事業費72万1,000円を増額計上いたしました。

報告第3号令和元年度南国市企業団地造成事業特別会計補正予算の専決処分の承認について、歳入歳出補正予算の規模は10万円の増額計上であります。

歳入におきましては、一般会計繰入金20万円を増額計上し、市債10万円を減額計上いたしました。

歳出におきましては、工業団地造成事業費10万円を増額計上いたしました。

繰越明許費といたしましては、日章工業団地造成事業費を計上いたしました。

報告第4号南国市税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について、地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第5号）が令和2年3月31日に公布されたことに伴い、南国市税条例（平成6年南国市条例第19号）を改正する必要性が生じましたが、議会を招集する時間的余裕がなかったことから、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、専決処分を行いました。

つきましては、同条第3項の規定に基づき、議会に報告し、承認を求めるものであります。

主な改正の内容は、調査を尽くしても所有者が一人も明らかとならない資産について、使用者がいる場合には、使用者を所有者とみなすことができる規定の整備及び水防法（昭和24年法律第193号）に基づき指定された浸水被害軽減地区内の土地に対して課する固定資産税の課税標準の特例に係る率を定めることであります。

報告第5号南国市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について、地方税法施行令の一部を改正する政令（令和2年政令第109号）が令和2年3月31日に公布されたことに伴い、南国市国民健康保険税条例（昭和36年南国市条例第7号）を改正する必要性が生じましたが、議会を招集する時間的余裕がなかったことから、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、専決処分を行いました。

つきましては、同条第3項の規定に基づき、議会に報告し、承認を求めるものであります。

主な改正の内容は、課税限度額の引き上げ及び減額措置に係る軽減判定所得の基準額の見直しであります。

報告第6号損害賠償の専決処分の報告について、令和2年3月12日午後4時5分頃、南国市大塚甲994番地付近において、市職員が運転する公用車により相手方に損害を与えたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、議会において指定されている事項について、6万6,000円の損害賠償の額を専決処分いたしました。

つきましては、同条第2項の規定に基づき、議会に報告するものであります。

なお、損害賠償額につきましては、その全額を全国市有物件災害共済会から支払うものであります。

以上をもちまして、私からの提案理由の説明を終わります。何とぞ御審議の上、適切な議決を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（土居恒夫） これにて提案理由の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

議案第1号の質疑を許します。質疑はありますか。西川議員。

〔10番 西川 潔議員発言席〕

○10番（西川 潔） 南国市新型コロナウイルス感染症関連経済対策事業について少しお聞きをいたします。

せっかくの支援事業でございますが、支援対象とならない事業者が出てくるのではないかと
いうふうに危惧をするものです。提出書類に、この支援事業を受けるのに税の申告とか決算書
等の売上高がわかるものというようなものを書いてございますけれども、小さい飲食店等につ
いて税の申告状況というのは、突然の申告ですので税務課長も把握されているかどうかわか
りませんが、どのような状況なのかわかれば教えていただきたいと思っております。

○議長（土居恒夫） 税務課長。

〔高野正和税務課長登壇〕

○税務課長（高野正和） おはようございます。

申告内容の職種ごとの申告書には書かれているんですけど、データでさび分けといいますか
整理ができておりません。これ、南国税務署にも問い合わせをしたんですが、税務署のほうで
もデータで分類はしてないということでございまして、もし税の申告等がないためにこの支援
金について給付が受けられないというようなことであれば、商工観光課とも事前に話をしてお
りまして、そういった御相談があれば税のほうへ御相談に来ていただいて、改めて今の時点で申
告をしていただくということを予定しております。以上でございます。

○議長（土居恒夫） 西川議員。

○10番（西川 潔） いい方法だとは思いますが、さかのぼって申告になるというこ
とは、やっぱり税法上は5年というのが税法の期限だと思うんですが、やはり5年間さかのぼ
ってやらずというようなことになると、新たな負担も起きることにもなりますし、少
ない家賃のためにそれをするのかと、これは国税だけじゃなしに市民税も当然課税対象になる
し、今まで非課税対象だったものが課税対象になってくる、さまざまな施策の中での負担いう
のも出てくるということにもつながるわけでございます。細かなことをいろいろ言ってもいけ
ませんが、せっかくの支援事業、苦々しい思いとかじくじたる思いをして、出したいもの
が出せないというようなことは非常に私も本意ではありません。

細かいことを少し聞きますが、これから国や県が家賃対策についての支援事業というのも考
えているようです。特に県は先日、おとついでしたか、特別委員会のほうで家賃についての要
望を挙げておりますけれども、もし国、県がこのような事業を制度化した場合、法制化した場
合に、この南国市の事業との兼ね合いというのはどのようにするのか考えておられるでしょうか。

○議長（土居恒夫） 市長。

○市長（平山耕三） それにつきましては先日の新聞にも載っておりましたが、こういった支援の制度を構えてくるのかということがまだ決まっていないところでございまして、自主的に大家さんが減額して家賃をまけている事例とか、また後から支援金という形でお返ししてる事例とかということがあるように新聞にも出ていたところですよ。そういった形で家賃について一部お返しするような部分は、支援金という形で大家さんからそこのお店を借りられてる方にお渡しする支援ということで、家賃とはまた分けて考えることができるのではないかとかいうことを考えるわけでございます。実際には、私どもの制度の上では払うお金、家賃ということでございますので、あらかじめ減額をされるということになりますと、払うお金が少なければ支払いの状況、支払ったあかしというものを添付していただくような形を基本的にはとっておりますので、そのあたりの整理はついていくのではないかと思います。

ただ、その支援の形がまだ見えておりませんので、私どもはとりあえず4月、5月の家賃ということで今回こういった給付金、支援金を構えたところでございますので、そのあたりはこういった制度が出てくるかによって整理を考えていきたいと思っております。以上です。

○議長（土居恒夫） 西川議員。

○10番（西川 潔） 国、県の制度ができたときには考えなければいけませんけれども、基本的には南国市がやはり上積みをするというような考え方を持っていただきたいということをお願いしたいと。

また、細かいことですが、新規事業者の方は前年度の実績がないわけですが、こんな人の取り扱いのことだとか、市内在住者で市外で事業をやられている方、南国市に税金を当然納めているわけですので、その辺の取り扱いはどのように考えておられますか。

○議長（土居恒夫） 商工観光課長。

○商工観光課長（長野洋高） 新規に事業を始められた方については、事業を始めてからの売り上げの月平均の金額で算定をしたいというふうに思っております。

あと、市内の方で市外で飲食店をされている方については、今回こちらのチラシにも書かせていただいております、ひとまず南国市内の店舗を賃貸して飲食業を営むということを要件とさせていただきますので、今回につきましては該当にならないというふうに設定はさせていただきます。

○議長（土居恒夫） 3問、済いません。

（「これも3問ですか」と呼ぶ者あり）

3問です。

（「私ほかにも聞きたいこともありますし、お願いしたいことがもう……」と呼ぶ者あり）

3問です。規則ですんで。

（「どうも、失礼しました」と呼ぶ者あり）

ほかに質疑はありませんか。浜田和子議員。

〔18番 浜田和子議員発言席〕

○18番（浜田和子） けさの高新でも、今回の1,800万円の使い方が4月、5月の家賃ということで、先ほどの西川議員さんの質問でも市長が4月、5月とおっしゃっていましたが、3月払ってない方が3月、4月と払うことができるかどうか、これを聞きたいと思います。

○議長（土居恒夫） 商工観光課長。

〔長野洋高商工観光課長登壇〕

○商工観光課長（長野洋高） 家賃の支払い実績の2カ月分ということで、原則4月、5月分ってということで取り扱いをするようには考えております。ただ、なかなかこういう状況ですので、家賃の支払いができていないっていう場合には柔軟に対応していきたいと思います。例えば3月分、4月分、5月分ってことの支払いが生じた場合なんかには、うち二月分というような対応も考えることはできるのかなというふうには考えております。以上でございます。

○議長（土居恒夫） 浜田和子議員。

○18番（浜田和子） けさも高新で4月、5月と出ましたので、3月から3、4という形でも支払うことができるということをしっかりと広報していただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。以上です。

○議長（土居恒夫） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土居恒夫） 議案第1号の質疑を終結いたします。

議案第2号の質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土居恒夫） 議案第2号の質疑を終結いたします。

議案第3号の質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土居恒夫） 議案第3号の質疑を終結いたします。

議案第4号の質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土居恒夫） 議案第4号の質疑を終結いたします。

議案第5号の質疑を許します。質疑の通告がありますので、発言を許します。9番岩松永治議員。

〔9番 岩松永治議員発言席〕

○9番（岩松永治） 議案第5号南国市長等に対する給与並びに旅費に関する条例の特例に関する条例についてお伺いします。

提案理由の説明にあったように、この条例は管理職の職員が飲酒運転を行い物損事故を起こしたことによる期限付きの条例改正です。この飲酒運転の件は3月29日付の高知新聞朝刊に、南国市課長飲酒自損事故、停職1年処分、依願退職と大きく掲載されました。免職ではなく停職であったこの処分に対して、少なからず疑義を抱く市民の方もいました。その理由として、これまで高知県職員の飲酒運転に対する処分の新聞掲載で、平成24年3月に酒酔い運転で物損事故を起こし懲戒免職、平成28年3月に飲酒運転で物損事故を起こし懲戒免職、平成30年7月に飲酒運転で当て逃げ事件を起こし懲戒免職、そして直近では今年8月の高知新聞朝刊で酒気帯び運転で自損事故を起こし懲戒免職となった記事が掲載され、高知県職員の飲酒運転による処分は全て免職となっています。これらの県職員の処分と同様に、南国市の管理職員が飲酒運転で物損事故を起こしたにもかかわらず、その処分が免職ではなく停職処分となったことに疑義を抱く市民がいるのは当然のことです。そして、南国市は身内に甘いという声も多く聞こえてきました。

そこでまず、3点お伺いします。

1つ目に、免職ではなく停職処分となった経緯と理由を詳しく御説明ください。

2点目、退職金の支払いはされたのかをお聞きします。

3点目に、市長、副市長の給料減額の詳細をお伺いします。以上、答弁をお願いいたします。

○議長（土居恒夫） 答弁を求めます。総務課長。

〔中島 章参事兼総務課長兼選挙管理委員会事務局長登壇〕

○参事兼総務課長兼選挙管理委員会事務局長（中島 章） 岩松議員さんの御質問にお答えいたします。

まず、免職ではなく停職処分となった経緯と理由につきましてお答えいたします。

現在刑事処分がなされておりませんので、詳しくはお答えできないところがありますので御

了承ください。令和2年2月5日午後10時過ぎに、対象職員が運転する自動車が後免町1丁目の電停手すりに衝突するという物損事故を起こし、事故後みずから警察に連絡し、駆けつけた警察官が対象職員の呼気検査を行ったところ、摘発基準を超えるアルコールが検出されました。

南国市職員の懲戒処分の基準に関する規則において、地方公務員法の懲戒処分を厳正かつ公正に行うため、代表的な事例についての標準的な処分の量定に関する基準を定めております。酒酔い運転の標準例としましては免職または停職とされており、処分の種類や程度については職責や過去における非違行為の有無、日常の勤務態度、非違行為後の対応など、処分の基準や処分の加重または軽減などを総合的に考慮し判断するものとされています。

対象職員は、所属職員を管理監督する職責である管理職であり、そのような重い職責にありながら飲酒運転という人命にかかわる極めて悪質な行為をしたことは、率先して法令を遵守すべき公務員であり、全体の奉仕者たるにふさわしくない重大な非違行為を行ったものであり、また当該非違行為が他の職員や公務内外に与える影響は甚大であり、市民の信頼と信用を著しく失墜させました。しかしながら、対象職員は採用されて以来特段の非違行為をすることなく真面目に勤務してきており、過去に懲戒処分を受けたこともありません。悪質な非違行為ではありますが、物損事故にとどまっており、事故後速やかにみずから警察に連絡し、その後の聴取にも応じ、率直に事実を認めており、また反省の度合いも深く、責任をとり退職を申し出ております。以上のことから、地方公務員法第29条第1項第1号の信用失墜行為の禁止違反及び第3号全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合に該当するとして、停職処分のうち最も重い処分である停職12カ月が適当であると懲戒審査委員会で判断し、市長に報告をいたしました。

次に、退職金の支払い状況につきましては既に支払っております。

最後に、市長及び村田副市長の給料の減額の詳細でございますが、市長の給料月額が81万5,000円で、減額の率は10分の3であり、一月当たり24万4,500円、その3カ月分73万3,500円の減額となります。村田副市長の給料月額は68万4,000円で、減額の率は10分の1であり、一月当たり6万8,400円、その3カ月分20万5,200円の減額となります。以上でございます。

○議長（土居恒夫） 岩松議員。

○9番（岩松永治） 市長、副市長の減額は当然のことですが、今回の処分については、今後同じことが起こった場合でも、免職ではなく停職処分となる前例をつくってしまったのではないのでしょうか。このままでいいのですか。停職処分をし、市長と副市長の給料を減額することをもって終わりとしていいのでしょうか。今後の対策については何も語られていません。市長

は、提案理由の説明で、管理職にあった職員が飲酒運転を行い物損事故を起こしたことにより、市政に対する市民の信頼を著しく失墜させたことから、責任の重さを痛感し、市長及び副市長の給料を減額するため、条例を制定するものであると述べられました。南国市の管理職員が飲酒運転で物損事故を起こし、市政に対する市民の信頼だけでなく信用も著しく失墜させたのですから、職場の見本となる管理職については今後特に厳しい処分とすることが、南国市民の信頼と信用を回復することにつながるのではないのでしょうか。

そこで、今後については飲酒運転撲滅の機運をさらに高めるとともに、未然防止の観点からも懲罰規則を見直し、明確にすべきではないのでしょうか。南国市職員の懲戒処分の基準に関する規則内の懲戒処分の標準例を見ても、今回の飲酒運転で物損事故を起こしたことがどれに当たるのかが明確でなく、理解しにくいと思います。

私は、南国市が独立性の担保されている地方自治体として規則を制定し執行することに何ら申すことはありませんが、これまでの判例や他自治体の事例を調査研究することは必要であると考えます。南国市の懲罰規則を見直すだけでなく、飲酒運転を二度と起こさせないために、今後はさらに厳しい処分が必要ではないのでしょうか。平山市長はどのように考えておられるのかをお聞かせください。

○議長（土居恒夫） 市長。

○市長（平山耕三） このたびの本市管理職の職員が飲酒運転によりまして物損事故を起こしたということに対し、行政に対する市民の皆様の信頼、信用を著しく失墜したことになりましたこと、本当におわびを申し上げるところでございます。本当に申しわけございませんでした。

今回のことによりまして懲戒処分の規則を見直すべきではないかという御提案でございますが、そのことにつきましては、議員の御提案いただきましたとおり、今までの判例、また他自治体の事例を調査研究しまして、世の常識、価値観と照らし合わせて、より時代に合ったものという視点で見直すべきかどうかということを検討させていただきたいと思います。市といたしましても、今後同様のことが発生した場合には、今回のことを踏まえてさらに厳しく対処してまいる所存でありまして、その旨を再度職員に周知してまいりたいと思います。

今回の件につきましては、重ねて市民の皆様におわびを申し上げ、答弁にさせていただきます。大変申しわけございませんでした。

○議長（土居恒夫） 岩松議員。

○9番（岩松永治） 平山市長からは今後さらに厳しい対処ということで、厳しい処分ともとれますので、そういった答弁をいただきました。今回の処分よりもさらに厳しい処分というこ

とは免職ということになります。そのことを職員に周知徹底するために、早急に文書で通達するようにお願いいたします。

そして、南国市民の意見や思いを尊重の上、飲酒運転の撲滅に向けて官民一体の取り組みもあわせて進めていただきますようお願いいたしまして、私の質疑を終わります。ありがとうございました。

○議長（土居恒夫） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土居恒夫） 議案第5号の質疑を終結いたします。

報告第1号の質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土居恒夫） 報告第1号の質疑を終結いたします。

報告第2号の質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土居恒夫） 報告第2号の質疑を終結いたします。

報告第3号の質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土居恒夫） 報告第3号の質疑を終結いたします。

報告第4号の質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土居恒夫） 報告第4号の質疑を終結いたします。

報告第5号の質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土居恒夫） 報告第5号の質疑を終結いたします。

報告第6号の質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土居恒夫） 報告第6号の質疑を終結いたします。

これにて議案及び報告に対する質疑を終結いたします。

—————*—————

○議長（土居恒夫） お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第1号から議案第5号まで及び報告第1号から報告第5号まで、以上10件は、会議規則第37条第2項の規定に

より委員会付託を省略いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土居恒夫） 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

—————*—————

○議長（土居恒夫） これより討論に入ります。討論の通告がありますので、発言を許します。
1 番杉本理議員。

〔1 番 杉本 理議員登壇〕

○1 番（杉本 理） 日本共産党南国市議団を代表して、報告第5号南国市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認についての討論を行います。

会派としてはやむを得ず承認をするという態度ですが、幾つかの問題点を述べさせていただきます。

今回の主な改正の内容は、政令公布に伴う課税限度額の引き上げと軽減判定所得の基準額の見直しです。

まず、私たちも、高所得者に応分の負担をしていただくことは、負担能力に応じた税負担の公平性から必要なことだと考えていますが、今回の負担上限の引き上げの専決に心から賛成だとは言えません。このまま上がり続ければ、早晚3つの課税額で100万円を超えてしまいます。限度額超過世帯は全て裕福な世帯だと言えるのでしょうか。国保には均等割があるため、決して裕福とは言えない世帯まで今回の改正により増税になってしまうのではないのでしょうか。保険料が年収2,000万円程度まで上がり続ける健保と違って、国保の場合多くの自治体で国保税は所得600万円前後で上限、頭打ちに達してしまいます。そうした状況下で国保税上限を引き上げれば、決して高額所得とは言えない中間層により一層重い負担を課すことにつながってしまいます。国保と被用者保険との保険料格差もさらに拡大します。負担上限を引き上げる前に、さらなる公費投入による均等割、平等割の廃止、減額など負担軽減を図るべきだったかと思えます。

次に、軽減判定所得の基準額の見直しについてです。

これまで本市は国保税の市民負担が重いことを認め、また市長会を通じて加入者の負担軽減を要望しております。それも踏まえてだとは思いますが、今年度、令和2年度の増税はしないという決断をしております。その見地に立つのであれば、基準額の見直し幅は少ないのではと思います。今回のコロナのことを考えても軽減世帯をふやすべきだと思いますし、不十分さは否めませんが、今回の専決は小さな前進と言えなくもありません。国の国保に対する根本的

な狙いが医療費の抑制と医療給付に対する公的支出の削減である以上、これからもさまざまなやり方で締めつけをしていくことは十分に予想されます。それに対して、国民健康保険の社会保障としての位置づけを守り、そして市民の命と健康を守る最後のとりでとなるよう、県及び国に対して今後も求め続けていく必要があることを述べて討論いたします。

○議長（土居恒夫） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土居恒夫） 討論を終結いたします。

—————*—————

○議長（土居恒夫） これより採決に入ります。

まず、議案第1号を採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔全員起立〕

○議長（土居恒夫） 起立全員であります。よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第2号を採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔全員起立〕

○議長（土居恒夫） 起立全員であります。よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第3号を採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔全員起立〕

○議長（土居恒夫） 起立全員であります。よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第4号を採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔全員起立〕

○議長（土居恒夫） 起立全員であります。よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第5号を採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を

求めます。

〔全員起立〕

○議長（土居恒夫） 起立全員であります。よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

次に、報告第1号から報告第3号まで、以上3件を一括採決いたします。以上3件はいずれも承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土居恒夫） 御異議なしと認めます。よって、報告第1号から報告第3号まで、以上3件はいずれも承認することに決しました。

次に、報告第4号、報告第5号、以上2件を一括採決いたします。以上2件はいずれも承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土居恒夫） 御異議なしと認めます。よって、報告第4号、報告第5号、以上2件はいずれも承認することに決しました。

なお、報告第6号は議決の対象となりませんので、念のため申し上げます。

＊

議発第1号

○議長（土居恒夫） ただいま議発第1号新型コロナウイルス対策特別委員会設置に関する決議が提出されましたので、お手元へ配付いたしました。

＊

議発第1号

新型コロナウイルス対策特別委員会設置に関する決議

上記の決議を別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出する。

令和2年4月28日提出

提出者	南国市議会議員	前田学浩
賛成者	〃	今西忠良
	〃	福田佐和子
	〃	有沢芳郎

賛成者 南国市議会議員 西川 潔
" " 浜田 和子

南国市議会議長 土居 恒夫 様

.....
議発第1号

新型コロナウイルス対策特別委員会設置に関する決議

1. 本議会に新型コロナウイルス対策特別委員会を設置し、8人の委員をもって構成する。
2. 議会は、本特別委員会に対し、次の事項を付託する。
 - (1) 新型コロナウイルスに関すること。
3. 本特別委員会は、議会閉会中も活動することができるものとし、議会が本件の終了を議決するまで継続して活動するものとする。

以上、決議する。

令和2年4月28日

南 国 市 議 会

-----*

○議長（土居恒夫） お諮りいたします。この際、議発第1号を日程に追加し、議題とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土居恒夫） 御異議なしと認めます。よって、日程に追加し、議題とすることに決しました。

-----*

○議長（土居恒夫） この際、議発第1号を議題といたします。

お諮りいたします。ただいま議題となりました議発第1号は、提出者の説明、質疑、委員会付託、討論を省略し、直ちに採決をいたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土居恒夫） 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

-----*

○議長（土居恒夫） これより採決に入ります。

議発第1号を採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔全員起立〕

○議長（土居恒夫） 起立全員であります。よって、議発第1号は原案のとおり可決されました。

ただいま設置されました新型コロナウイルス対策特別委員会の委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定により、議長において

山中 良成議員	岩松 永治議員	西川 潔議員
有沢 芳郎議員	前田 学浩議員	浜田 和子議員
福田佐和子議員	今西 忠良議員	

以上8人を指名いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土居恒夫） 御異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました8名の諸君を新型コロナウイルス対策特別委員会委員に選任することに決しました。

—————*—————

○議長（土居恒夫） この際、4月の人事異動により新しく管理職になられた方に御挨拶をいただきたく、許可いたしますので、御挨拶願います。三木副市長。

〔三木敏生副市長登壇〕

○副市長（三木敏生） 皆さんおはようございます。

さきの南国市議会定例会で議員の皆様方の御承認をいただき、4月1日付で副市長に就任いたしました三木敏生でございます。

本日は貴重なお時間をいただき、発言の機会をいただきましたことを、土居議長を初め、議員の皆様方に厚くお礼を申し上げます。

就任に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

私は、3月まで高知県職員として34年間勤めてまいりました。これまで2つの町への派遣も経験し、そして今副市長としてこの場におりますことは、何かしら市町村行政との深い御縁を感じておるところでもございます。

就任後間もなく一月となりますが、この間新型コロナウイルスの影響が日に日に深刻となっている状況の中で、市民に最も身近な市行政に携わる職責の重みも実感をしておるところでございます。

私自身は何分微力ではございますが、選任をいただきました市長の思い、また議会から賜りました御承認の意義を重く受けとめまして、職員と協調を図りながら、南国市政の発展に向け誠心誠意尽力をしてまいり所存でございます。

議員の皆様方におかれましては、今後とも御指導、御教授を賜りますようお願い申し上げます。私の御挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。（拍手）

○議長（土居恒夫） 竹村情報政策課長。

〔竹村亜希子情報政策課長登壇〕

○情報政策課長（竹村亜希子） 本年4月1日付で情報政策課長を拝命いたしました竹村亜希子と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

平成21年より4年間、地域情報通信基盤整備事業による南国市内全域をカバーします光ファイバー網の整備とともに、よりセキュリティーの高い安定した庁内ネットワークの構築や物部川流域の香美市、香南市との3市共同利用による業務システム導入の際に情報政策担当として在籍しておりましたが、数年離れていた間に、庁内は強靱化によりさらに高いセキュリティーを持つネットワークに変わり、各課においてもより多種多様な業務システムを運用するように大きく変わっております。

また、通信技術の分野もさらに大容量かつ高速通信が可能となり、変化は加速しております。そして、平成28年には、安全で安心して暮らせる社会、より快適な生活環境の実現に寄与することを目的として、官民データ活用推進基本法が施行されました。

この情報化社会の大きな変化の波に合わせて、情報行政を通じたよりよい行政サービスの向上に貢献できるよう、微力ではありますが、課員一丸となって取り組んでまいります。

議員の皆様には、今後とも御指導、御鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。新任の挨拶とさせていただきます。御清聴ありがとうございました。（拍手）

○議長（土居恒夫） 濱田建設課長。

〔濱田秀志建設課長登壇〕

○建設課長（濱田秀志） 4月1日付で建設課長を拝命いたしました濱田秀志と申します。よろしく申し上げます。

建設課では、建設管理係、土木第1、第2、第3係と4つの係があり、境界立会、占用申請の受け付け、市道、農道、水路の工事、周辺整備事業などを行っております。

その中でも特に今課題となっているのが、舗装の状態の悪さだと思います。議会で建設課への質問の中でも一番多くなっており、また市民の日々の生活に直接関係するため、地域から舗

装補修の要望も多く寄せられています。

建設課といたしましても道路補修費は予算に計上されておりますが、舗装に多くを充てるわけにもいかず、主に道路補修員4名と職員により、レミファルトによる応急的な処置により対応しております。

このような中、平成29年に創設されました公共施設等適正管理推進事業により、舗装の表層に係る補修については起債の活用が可能となったため、平成30年度から事業の対象とするべく準備を進め、令和2年、今年度よりこの事業を周辺市に先立ち実施できるようになりました。

今後ともこのような財政的に有利となる事業を活用し、市民が他の市と比べて恥ずかしくないような道路にしていきたいと思っております。

何分、市道だけでも延長が500キロを超えるため、多くの市民がよくなったと実感するためにはまだまだかもしれませんが、南国市の建設行政のため日々研さんを重ねてまいります。

今後とも議員の皆様のご指導、御支援を賜りますようお願いし、新任の挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。（拍手）

○議長（土居恒夫） 山崎住宅課長。

〔山崎伸二住宅課長登壇〕

○住宅課長（山崎伸二） 本年4月1日付で住宅課長を拝命いたしました山崎伸二でございます。よろしくお願いいたします。

住宅課は、空き家対策や住環境整備の推進を図るため、この4月から新しく設置された部署であります。

事業としましては、空き家対策の推進や住宅管理の適正化、公共工事の管理監督による公共建築物の整備、そして安全・安心な住環境の向上のため、地震の危険性に対して計画的な耐震対策を進めてまいりたいと考えています。

微力な私ではございますが、課員一同、力を合わせて取り組んでまいりたいと思っております。

議員の皆様方には、御指導、御支援を賜りますようお願い申し上げまして、新任の御挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

本日は発言の機会を設けていただきまして、ありがとうございました。（拍手）

＊

○議長（土居恒夫） 以上で今期臨時会の付議事件は議了いたしました。

これにて第413回南国市議会臨時会を閉会いたします。

どうも御苦労さまでした。

午前10時53分 閉会